

進歩性の判断に関する裁判例

－「モニタリング装置及び方法」事件－

H30.4.16 判決 知財高裁 平成 29 年（行ケ）第 10139 号

審決（拒絶）取消請求事件：審決取消

概要

引用発明において、条件判断の順序を入れ替えると技術的意義に変動が生じるため、複数の条件判断の順序を入れ替えることが通常行い得る設計変更であったとしても、引用発明に、当該条件判断の順序の入れ替えに係る構成を採用できず、引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるとはいえないから、相違点に係る本願補正発明の構成は、容易想到ではないと判断された事例。

特許請求の範囲

【請求項 1】

レーダー送信機及びレーダー受信機を備えるレーダーセンサを用いてホスト自動車の外部の環境で 1 又は複数のターゲット物体をモニタリングするための装置であって、前記装置は、前記少なくとも 1 のセンサを用いて、前記ホスト自動車と前記 1 又は複数のターゲット物体との間の所定の相対移動の検知に応答して少なくとも 1 のアクションを始動するように構成され、前記装置は、前記ホスト自動車の延伸軸からの前記ターゲット物体又は各ターゲット物体の距離である横方向オフセット値を判断し、前記横方向オフセット値に基づいて前記少なくとも 1 のアクションの始動が行われないように、前記少なくとも 1 のアクションの始動を無効し、前記装置は、前記レーダーセンサの出力に応じて前記ターゲット物体又は各ターゲット物体の前記横方向オフセット値を判断するように構成された装置。

ションの始動を無効にするという構成が採用されている。したがって、引用発明を、相違点に係る本願補正発明の構成に至らしめるためには、少なくとも、まず、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を行い、続いて、特定の ACC 制御や PCS 制御を開始するために自車両の速度等の条件判断を行うという引用発明の条件判断の順序を入れ替える必要がある。

しかし、引用発明では、S 1 及び S 2 において、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断される。この条件は、ACC 制御、PCS 制御の対象となる前方存在物を特定するためのものである（引用例【0091】）。そして、引用発明は、これにより、多数の特定存在物の中から、自車線上にある存在物を特定し、ACC 制御、PCS 制御の対象となる存在物を絞り込み、ACC 制御、PCS 制御のための処理負担を軽減することができる。一方、ACC 制御、PCS 制御の対象となる存在物を絞り込まずに、ACC 制御、PCS 制御のための処理を行うと、その処理負担が大きくなる。このように、引用発明において、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を、ACC 制御、PCS 制御のための処理の前に行うか、後に行うかによって、その技術的意義に変動が生じる。

したがって、複数の条件が成立したときに特定のアクションを始動する装置において、複数の条件の成立判断の順序を入れ替えることが通常行い得る設計変更であったとしても、引用発明において、まず、特定の ACC 制御や PCS 制御を開始するために自車両の速度等の条件判断を行い、続いて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を行うという構成を採用することはできない。

よって、引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるということはいえないから、相違点に係る本願補正発明の構成は、容易に想到することができるものではない。

（ウ）本件周知技術の適用

a 引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが単なる設計変更であったとしても、条件判断の順序を入れ替えた引用発明は、まず、自車両の速

主な争点

相違点の容易想到性判断の誤り（取消事由 2）

被告の主張

被告は、以下のように主張した。

1 本件周知技術を適用する動機付け

当業者が、通常行い得る設計変更のもとで、引用発明に本件周知技術を適用し、「作動装置」の「作動が開始」することを無効にするようにして、相違点に係る本願補正発明の構成を得ることは、当業者が容易になし得たことである。

2 相違点の容易想到性

よって、当業者は、引用発明に、本件周知技術を適用することにより、相違点に係る本願補正発明の構成を容易に想到できたものである。

裁判所の判断

『（イ）条件判断の順序の入替えについて』

本願補正発明では、ターゲット物体との相対移動の検知に応答してアクションを始動するように構成された後に、自車線上にある存在物を特定し、アク

度等の条件判断がされ、続いて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断され、その後、特定のACC制御やPCS制御が開始され、又は開始されないものになる。そして、これに本件周知技術を適用できたとしても、本件周知技術を適用した引用発明は、まず、自車両の速度等の条件判断がされ、続いて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断され、その後、特定のACC制御やPCS制御が開始され、又は開始されないものになり、加えて、特定の条件を満たした場合には、当該ACC制御やPCS制御の始動が無効になるにとどまる。

ここで、本件周知技術を適用した引用発明は、特定の条件を満たした場合に、PCS制御等の始動を無効にするものである。そして、本件周知技術を適用した引用発明においては、PCS制御等の開始に当たり、既に、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断されているから、自車線上の存在物であるか否かという条件を、再度、PCS制御等の始動を無効にするに当たり判断される条件とすることはしない。

これに対し、相違点に係る本願補正発明の構成は、「横方向オフセット値に基づいて」、すなわち、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断に基づいて、少なくとも1のアクションの始動を無効にするものである。したがって、引用発明に本件周知技術を適用しても、相違点に係る本願補正発明の構成には至らないというべきである。

b なお、本件周知技術を適用した引用発明は、自車両の速度等の条件判断と、それに続く、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断をもって、PCS制御等を開始するものである。PCS制御等の開始を、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断よりも前に行うことについて、引用例には記載も示唆もされておらず、このことが周知慣用技術であることを示す証拠もない。

したがって、引用発明に本件周知技術を適用しても、その発明は相違点に係る本願補正発明の構成には至らないところ、さらに、PCS制御等の開始を、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断よりも前に行うことにより、当該発明を、相違点に係る本願補正発明の構成に至らしめることができるものではない。

c そもそも、本願補正発明では、ターゲット物体との相対移動の検知にตอบสนองしてアクションを始動するように構成された後に、自車線上にある存在物を特定し、アクションの始動を無効にするという構成が採用されている。本願補正発明は、ターゲット物体との相対移動の検知にตอบสนองしてアクションを始動するという既存の構成に、当該構成を変更することなく、単に、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を付加することによって、アクションの始動を無効にするというものであり、引用発明とは技術的思想を異にするものである。

(エ) 以上のとおり、引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが単なる設計変更ということ

はできず、また、引用発明に本件周知技術を適用しても、相違点に係る本願補正発明の構成には至らないというべきであるから、相違点に係る本願補正発明の構成は、引用発明に基づき、容易に想到できたものとはいえない。』

以上のように、審決の判断には誤りがあるとして、原告の請求が認容され、拒絶審決が取り消された。

検討

進歩性（容易想到性）の判断において、「主引用発明からの単なる設計変更であるか否かは、主引用発明から出発して当事者がその相違点に対応する発明特定事項に到達し得る」のであれば、発明の進歩性が否定される方向に働く。具体的には「一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用」等が、特許庁「特許・実用新案審査基準」に列挙されている。

一方、本判決によって、手順や処理順序の変更という当事者が通常行い得るような設計変更であっても、主引用発明の技術的思想や技術的構成を前提とする場合には阻害要因があり、発明の発明特定事項に到達し得ないという事情が存在するのであれば、発明の進歩性が肯定される方向に働くこともあるということが確認できた。

実務上の指針

システムに関する発明やソフトウェアに関する発明において、相違点に係る構成が条件判断の順序の入れ替えによる単なる設計変更であると判断されたことに対して、相違点に係る構成が容易に想到できないと主張する際に、本判決の論理が有効となるかもしれない。

また、引用発明の認定や、容易想到性の検討をするにあたっては、引用発明との技術的思想や技術的意義の差異についても検討し、引用発明として比較されることが妥当であるか否かについての考察も忘れてはいけない。

以上